

日本の税制・財政の現状と相続税の改正

中 田 義 直

プロフィール

所沢税務署署長。群馬県出身。1979年、関東信越国税局総務部に入職。2004年～2006年に税務大学校教授、2014年には税務大学校関東信越研修所長を務める。その他、関東信越国税局ならびに所管の税務署で主要なポストを歴任。2015年7月より、現職。

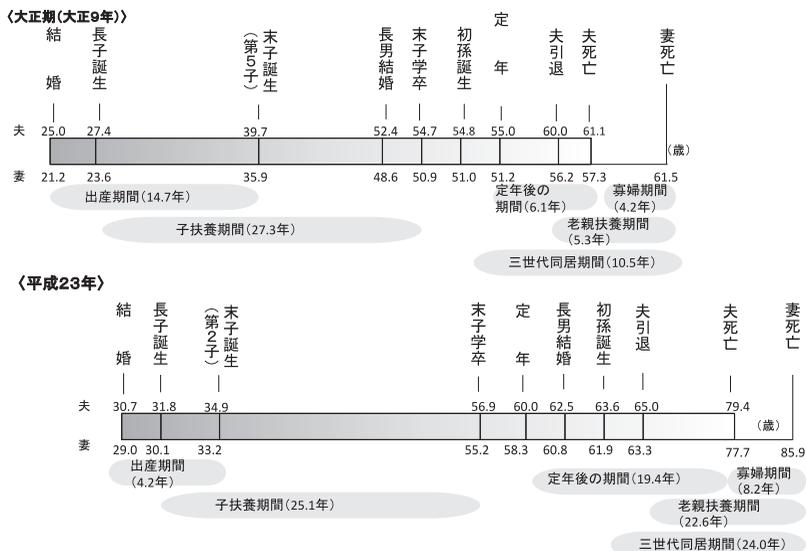
2015年11月4日、以下の通りに講演会が行われた。冒頭で研究所所長による紹介と、中田氏自身による自己紹介がなされた。その後、講演の前半では日本の税制・財政の現状とその問題点について、後半は最近の相続税改正等が語られた。

1. ライフサイクルの変化

税制・財政の現状は、「ライフサイクルの変化」の影響を受けている、これに尽きます。図1を見てください。上が大正期で1920年、下が平成で2011年です。上の図は90年前で、男性は、「夫死亡」というところを見ていただくと、当時は61.1歳で亡くなっています。女性は、61.5歳で亡くなっています。次に平成23年を見てください。夫は79.4歳、妻は85.9歳です。一言で言えば、国民全員が長生きになったということです。

大正期を再度見てください。その当時は一番上の子が、夫で言えば27.4歳のときに生まれ、それから妻は5人子どもを生み終わるのが、夫が39.7歳頃という時代でした。子育ての期間も長かったですね。定年は、その当時55歳です。同じように平成23年を見ていただきますと、第1子が31.8歳、第2子（末子）で34.9歳です。それから定年が60歳です。

大正9年は年金制度も医療保険制度もありませんでした。定年55歳で会社を辞めて、60歳ぐらいまで若干仕事をしながら、61歳で死んでしまっ



資料：厚生労働省「平成23年人口動態調査」「平成23年簡易生命表」

図1 ライフサイクルの変化

いました、男の人は。そうすると、定年から5年ぐらいが元気な時間だったんですね。ここを昔は、「余生」って言っていました。

ところが、現代はどうでしょうか。夫は60歳で定年退職、図では「65歳夫引退」と書いてありますが、65歳ぐらいまで何か仕事をして、「夫死亡79.4歳」までが長い。これがいい意味でも悪い意味でも、財政の問題と関わってきます。

先ほど「余生」と言いましたが、現在は「第2の人生」ですね。また一花咲かすという時代が第2の人生で、昔の「余生」とはだいぶ違うということを認識していただければと思います。

私が若いときに、ライフプランのセミナーを受けた時の講師の話ですと、今後どうやって生きていくのかを考えた時、例えば22歳で就職し、60歳定年で、いま大体80歳ぐらいまで生きられるとします。労働時間が例えば1日8時間で、通勤時間が2時間かかって、年間250日で38年を掛けると、大体1万時間になります。働く時間というのは1万時間ぐらいになります。

その後の時間は働かないので、ほとんど自由時間ですね。朝から晩まで自分の好きな時間です。例えば、24時間から睡眠時間等を引いて、自由になる時間は13時間ぐらいです。これで365日、自分の時間として20年掛けると、約1万時間なります。ということは、第1の人生が1万時間、第2の人生も1万時間となり、ここを有効に使うかどうか第2の人生のポイントだということ、聞いたことがあります。

昔は男であれば61歳で死んでしまったのが、今は80歳です。なぜこれだけ寿命が延びたのでしょうか。ここからは財政の問題が若干入ってきます。なぜ長生きになったのだと思いますか。いろいろな要素があるようですが、大きな要素として国民皆保険、それから国民皆年金の制度の導入があります。この保険制度を作ったから、非常に生活が安定したということがベースにあります。保険制度ができたのが、昭和36年頃だと思います。これで病気にもならない。それから老後も安心できるということで、寿命が延びたとされています。ところがこのことが、実は財政をいま圧迫しています。それを、これからご説明したいと思います。

2. 社会保障と財政の関係

世界で一番初めに皆保険を始めたのはドイツです。ドイツが統一された1870年ぐらいから1918年—この間はドイツが一つにまとまった時代です。そのときの最初に出てきたのがビスマルクという首相で、「鉄と血の宰相」と言われています。そのビスマルクが富国強兵政策のもとで、働いている人たちの寿命を延ばそうという施策をしました。それが、世界で初めての国民皆保険でした。

日本でできたのは第1次世界大戦時です。船員保険が、最初にできました。船に乗っている人たちの健康をきちんと守ろうではないかと。

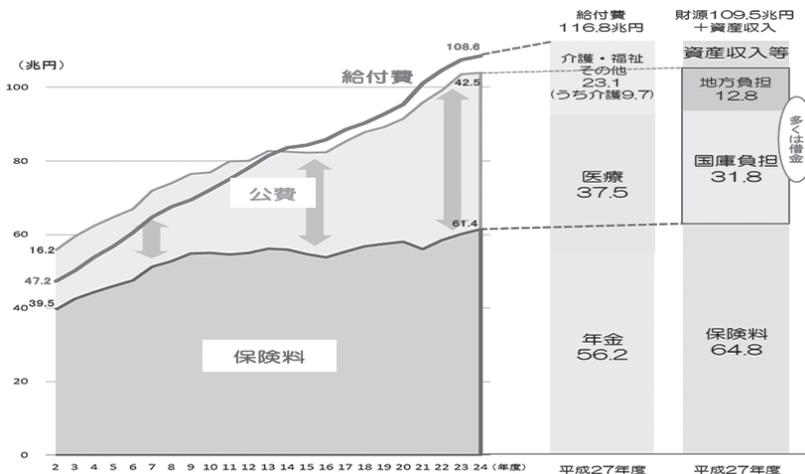
それでは現在はどうなっているかを、お示ししましょう。皆さんが例えば30万円、給料をいただいたとします。そうすると、天引きされているものがあります。学生の人たちも、アルバイトしたら何か引かれるでしょう。税金だとか、その他には社会保険料。その問題と今回の財政の問題は関係

があるのです。

給料は手取り額をもらう前に、社会保険料を引かれます。それから税金を引かれます。社会保険の中には、年金とか医療・介護保険、雇用保険があります。40歳を過ぎますと介護保険が引かれます。これを合わせるとだいたい給与の15%になります。次に引かれるのが住民税で10%、最後に引かれるのが所得税で、残りの所得によって、5～45%の税率になっています。ですから、最低でも30%が給料から引かれることになります。住民税と社会保険料は一律で引かれます。これらに加え、会社（雇用主）が負担している社会保険料もあります。ここが労使折半になっていますから、プラス15%です。

これをまず分かっていただいたところで、「社会保障給付費の増」という図2をみてください。この社会保険料が図中の「保険料」に当たります。個人で引かれた社会保険料と会社（雇用主）が負担した保険料で、全部で30%ぐらいになりますが、これが平成27年度では64.8兆円（被保険者拠出34.8兆円、事業者拠出30.0兆円）となります。

それから税金です。これが「公費」のところですか。そして公費は、地方



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「平成24年度社会保障費用統計」、平成27年度の値は厚生労働省（当初予算ベース）

図2 社会保障給付費の増

(県・市) 負担が12.8兆円(実質は国からの地方交付税交付金等)、国庫(国) 負担が31.8兆円の合計44.6兆円です。この「公費」の財源は、所得税だけではありません。法人税もあれば消費税もあります。平成27年度では116.8兆円です。この年金と医療と介護等のお金に、いま現在、日本の国は116.8兆円かけています。

これと対比して後で見ていただきたいのが、国の予算です。国の予算は96兆円として、この内で、所得税とか法人税とか消費税とかを合わせると、国の税金は55兆円しかありません。それなのにいま、年金・医療・介護等で116.8兆円使っています。この現状をまずは理解していただきたい。

それで大事なのは、いま給料で引かれている社会保険料と会社(雇用主)が負担している社会保険料を116.8兆円で賄うことができれば良いということです。財政を考えると一番のポイントはここなんです。これで全部を賄えれば良いのですが、いまは賄えないんですね。昔は賄えたようですが、しかたなく税金から公費を44.6兆円出して、116.8兆円を賄っています。これが分かっただけならば、財政の問題はとりあえず入口の解説としては終わりなんです。

3. 社会保険の公費負担

この公費をどういうふうにしたらいいのかが、次の問題としてあると思います。年金などをどういうふうに考えるかです。1961年に、国民全員に医療保険や年金制度を作りました。このときの思想としては二つあって、議論したそうです。この年金・医療・介護も含めて社会保障保険ですが、全部税金で組み立てようじゃないかという議論が、一つあったんですね。しかし、やっぱり、みんなで払ってみんなでやろうよという意見が多くて、基本的には社会保険料という形で給料から天引きして、これで年金・医療を賄おうという議論になって、こういう制度になったのです。

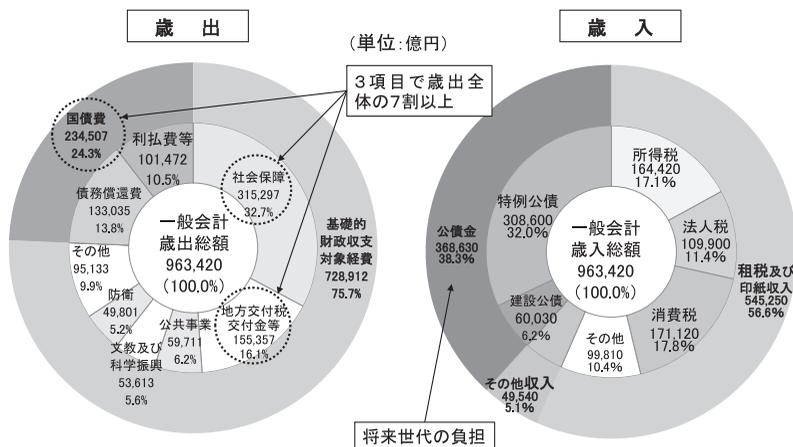
もう少し説明すると、社会保険の方は保険料を払いますから、その見返りに給付を受ける権利を得ます。しかし、税金で払いますと、今度これは相互扶助という考えになるのだそうです。このときに議論になったのは、

生活が苦しい方もいますし、社会保険でも払えない人がいるだろうということです。それでは、払えない人は、年金・医療が受けられなくていいのかと。そのときに出てきたのが、だったら、社会保険料という会費で賄えない分は若干でも税金から出してあげようということになりました。その時は人口が少なかったし、医療費のかかる高齢者の方も少なかったと思います。そういう議論を通じて、何とか始まった制度だそうです。

ところが、社会保障給付費がだんだん増えてきました。平成2年のときには公費16.2兆円でしたが、平成24年で42.5兆円です。年々1兆円増えているのが分かりますね。これからも1兆円ずつ、毎年増えていきます。

この毎年増えていく1兆円をどういうふうにして負担していくかというのが、いま国の問題になっているところです。一つの解決策は社会保険料で、先ほど説明したとおり、いま、一律に給与から、所得の高い人も低い人も大体15%引かれています。これを、15%ではなくて20%にしようとか30%にしよう。それからもう一つの解決策は、税金の中で負担できるものをここに上乗せしていこう、消費税を使っていこうと。

それからあとは年金の受給水準を下げ、医療も少し下げて、介護も下



(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(出典) 財務省「平成27年度予算政府案」

図3 平成27年度一般会計予算の概要

げると、社会保障の水準を下げていくという考えもあると思います。いろいろといま、日本の政府は考えているようです。

少子高齢化によって社会保障給付の公費の負担分が多くなってきたのだということは理解されたと思います。次に行きます。図3の「平成27年度一般会計予算の概要」を見てください。歳入のほうは総額約96兆円です。これが予算として計上されていますが、先ほど申し上げたように、この内の55兆円が税金です。足りない分は、そこに「将来世代の負担」と書かれています。国債を発行し借金をしているということです。

歳出・歳入の状況の年次推移はどうなっているかという、歳出額と歳入額の差がだんだんと開いてきています。歳入が増えないのに歳出が増加しているからなのですが、これを通称、「ワニの口」と言います。ワニが口を開けたような形だからです。ワニの口は閉じなくてはいけないのですが、だんだん開いてきています。

次に、国債残高の累計ですが、国としては平成27年度末で807兆円（見込み）あります。国民1人当たり638万円の借金で、家族4人で2,550万円になります。これは国債残高ですが、国には他にも借金が若干ありますし、県と市にも実は借金がありますので、加えるとプラス、多分200兆円ぐらいです。カウントの仕方にもよりますが、1,100兆円前後の借金が日本国にあるということになります。

次に、OECD諸国の財政収支・債務残高の国際比較ですが、日本が一番収支状況が悪い。これは対GDP比による比較ですけれども、日本のGDPは491兆円なので、491兆円のGDPに対する財政収支は、45兆円が国債からの借り入れで赤字ですから、この45兆円を分子に持っていくとマイナス9%ぐらいになりますね。それから債務残高は1,100兆円ぐらいありますので、GDP491兆円を分母に持ってきますと、GDP比で230%ぐらいになります。

これに対してヨーロッパでは、ユーロに加盟するには、対GDP比で財政はマイナス3%ぐらいーゼロとマイナス5の間ぐらいが基準だったと思います。それから、債務残高だと60%が加盟できる基準だったと思います。ユーロができたときには多分、財政状況が良かったので、そのような基準

にしたのだと思います。ところが今は、特に日本はもうユーロにも加盟できないぐらい借金が多いということです。ギリシャよりも、日本の財政状況の方が悪いのがお分かりいただけると思います。

4. 財政の現状を打破する税目

次に税収の内訳と推移ですが、だんだんと消費税が国家財政に占める割合が増えてきて、所得税と法人税の割合が下がっています。本日の資料の別冊「民間企業の実態統計調査」は国税庁で毎年出しているものですが、平成16年から26年までの平均給与の変化や、業種別平均給与等が掲載されているので参考としてご覧下さい。では、「第21表 給与階級別の給与所得者数、給与総額及び税額」ですが、実はここを説明したくて資料を用意しました。給与が800万円以下と800万円超に分かれています。日本の給与取得者は全部で4,756万人います。その中で、800万円以下が4,349万7千人いますので、91.5%が800万円以下の方です。それから税額欄をみると、800万円以下の91.5%の人が、所得税としては38.6%を納めています。したがって、800万円超の給与をもらっている8.5%の人が61.4%の税金を納めています。高額所得の人たちは、かなりの税金を納めています。ですから、これ以上はちょっと無理かなというのが私の印象です。

それから法人税のお話をします。いま、税率を下げるかどうかで話題になっていますが、どのぐらいの法人が黒字なのでしょう。30.6%です。3割しか黒字ではないので、30%の法人しか税金を納めていません。7割は赤字です。これにはいろいろ理由がありますが、そんな状況の中で、法人税としても国際競争力ということを考えていかなければなりませんので、今回のテーマである財政の現状を打破する税目にはなりえないと思います。

次に、「国民負担率の国際比較」をみると、ドイツ・スウェーデン・フランスの3カ国は高負担・高福祉の国です。日本は高負担とは言えず、中負担となっています。しかし、高福祉だと思えます。そこでいま、社会保障がどうにもならないので、「社会保障と税の一体化」を図りながら改革していこうというわけです。

高齢化の進行と財政の問題では「2025年問題」があります。団塊の世代が2025年には75歳を超えます。75歳を超えると病気等にかかる確率が高くなり、医療費もかかることから、ここで非常に財政が悪くなります。2025年が日本の財政上のターニングポイントになります。このときまでに、あるいは2025年以降、財政がもつかもたないかで、日本は右往左往するのではないかと思います。

それで、消費税が新聞紙上をいま、にぎわしています。5%から8%、いずれ10%になるのかなというところにきているわけです。消費税を1%上げるとどのくらい税収になるでしょう。大体2.7兆円ぐらいです。いま、社会保障のための公費が毎年1兆円ずつ増えています。これを賄うためには、毎年1%近くの消費税を上げていかなければなりません。毎年です。だから、消費税だけで改革するとすれば、間に合わなくなってくるかもしれません。

5. 財政赤字の問題点

財政赤字の問題点をあげます。まず、「公的サービスの水準低下」が考えられますし、「世代間の不公平」の問題として、将来世代への負担という問題があります。さらには、「民間部門の経済活力の低下」の問題ですとか、「財政への信認低下による金利上昇」という問題も考えられます。金利上昇は考えたくない問題ですね。

金利はどういう状況かと言いますと、国債の金利はだんだん下がっています。利払費はまあまあ横ばいで、いま10.3兆円です。ところが、国債は3年もの、5年もの、10年ものとか、固定あるいは変動とか、個人向けとか、いろんな種類がありますが、いまは金利が低いので、10年ものでも、0.6%ぐらいでしょうか。考えられない低さですね。

これが、財政の信任低下による金利上昇で、もし1%上がったら、大変なことになります。初期には、物価が1%上がって金利が1%上がっても、すぐには跳ね返らないですね。5年もの、10年もの等がありますから。ただ、いずれは1%上がったものが跳ね返ってくると、いま借金が1,100兆

円前後ありますから、その1%は11兆円です。金利が1%上がったときに、11兆円の利払いをしなくてはなりません。11兆円の利払いって考えられないですね。ここで示しましたように、税金収入が55兆円しかないのに、金利が1%上がったために、11兆円の税金をどこからか持ってこなくてはなりません。これはきわめて難しいかと、私は個人的には思っています。

「国債をめぐる環境」として、家計金融資産が平成26年度で1,708兆円です。借金を引くと、家計金融資産は1,331兆円です。それで、「一般政府総債務」は1,200兆円です。家庭の金融資産が、負債を引いても1,331兆円あるから、国債はその額まで大丈夫だろうという方もいます。本当に大丈夫なんでしょうか。要するに、日本は貯蓄率が高いのです。いま、貯蓄率はマイナス1.3%になってしまいましたが、とりあえず残はあります。しかし、ちょっと微妙な感じですね。

それでは最終的にどうなるのかということですが、「欧州債務危機」を参考にされたら良いと思います。最近のユーロ、要するにギリシャやポルトガルはどうなったのかということです。公務員などでは人件費が削減されましたし、また、ギリシャでは年金の支給開始年齢が65歳に引き上げるのが、やっと決まったようです。今後のユーロを参考にすると良いと思いますが、私は、年金は75歳ぐらいからでいいのではないかと思っています。75歳ぐらいまで一生懸命働いて、それで働けなくなったら年金をいただければと感じています。ただ私も、もらう段階になれば、やっぱりもらいたいと思うかもしれませんけれども。

前半の話を少し復習します。給与から社会保険料と税金が引かれています。社会保険料は個人で15%ぐらい、法人（雇用主）が15%と、両方で折半していますから、給料からすれば3割ぐらいの負担で、いま64.8兆円まではカバーしています。けれども、実際に使っているのは116.8兆円ですから、不足分を税金として投入しています。しかし、毎年1兆円ずつ積み上がっているの、ちょっと限界がきているのかなというところでは、これをどうしようかというときに、消費税だったら1%上げれば2.7兆円ぐらいの税収があるので、何とか間に合うのではないかと。今こういう議論になっていると思います。

6. 相続税申告のスケジュールと注意すべきこと

後半は相続の話です。財産をいろいろお持ちだと思いますが、その財産をできるだけ節税しようというときに、三つのポイントがあります。一つ目は財産を減らす。それはそうですね。減らせば税金は少なくなりますから。2つ目は、同じ財産の中でも評価を下げていくというものです。それから3つ目に、いろんな節税の仕組みがあるので、その仕組みをうまく利用するという事です。

申告までのスケジュールですが、お亡くなりになってから申告・納付まで、相続税の申告は10カ月以内にやっていただくことになります。私事ですが、私の父も88歳で今年の2月1日に亡くなりましたので、10カ月以内ということで、12月の1日までに申告をなさいとなっていました。税金がかからなくても申告しなくてはいけないケースもあります。それを今日は理解していただければと思っています。税金が出なくても、申告をしないと適用にならない仕組みがあるからです。

病院で父は亡くなりましたが、家までどうやって運ぶのかというところから始まりました。次は葬儀、死亡届、そして初七日法要とか香典返しだとか、私も初めての経験でしたので、非常に苦労しました。相続という観点から一番大事なのは、3カ月以内に相続の放棄あるいは限定承認をするということです。

それから、苦労したのは相続財産の確定です。どこに預金通帳があるか、分かりません。これ、探すしかありません。私のような苦労は、もしマイナンバーが入ればしなくてもいいのかなと思っていますが。

次に財産ですが、遺産分割しなくてはけません。残された財産を、これは誰のもの、これは誰のものと分けていきます。遺産分割協議書は私も初めて作りましたが、わりと簡単にできます。ただ1回作ったものはなかなか直せないの、気をつけていただければと思います。

それから、預貯金ですね。預貯金は原則として封鎖されてしまいます。亡くなったその日以降、その預貯金は、遺産分割協議書を作らないと封鎖されて引き出しができません。ですから、幾らか現金で持っていればいい

のですが、そこを気をつけていただければと思います。

7. 相続税の計算と改正

次に「相続税額の計算」です。財産を計算して、そこから基礎控除額というのを引きますが、この部分が今年、変わりました。基礎控除額については後で説明しますが、まずは法定相続分が民法で決まっています。子どもが2人いれば、配偶者に2分の1、子ども達は2分の1の半分ずつの4分の1ということです。

まずは税金を計算します。どう分けようが、お母さんが全部もらおうが、子どもたちだけで分けようが構いませんが、まずは法定相続分で税金だけ計算します。そうすると相続税の総額が出ます。それを、図4の例で言いますと、お母さんが半分、1人の子どもが30%、もう1人は20%を、実際にもらった人が払うということになりますので、相続税の総額を分けていきます。どんな分け方をしようが相続税の総額は変わらないという、平等主義を貫いているわけです。

それで、実際の税額を、実際の相続割合によって按分しますが、これ、

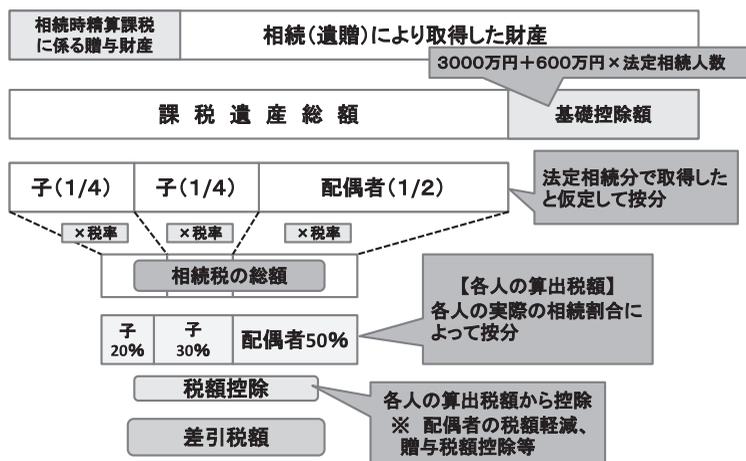


図4 相続税額の計算

全体で、誰でも払えます。お母さんが払ってもいいのですが、お母さんがもし、子どもの分まで税金を納めると、その分は今度110万円を超える」と贈与税がかかってしまう、というようなこともあります。

次に、基礎控除額の計算です。今年から「3,000万円+600万円×法定相続人」という式になっています。去年までは「5,000万円+1,000万円×法定相続人」だったので、4割、基礎控除額が少なくなりました。

詳しい計算の前に、相続税法の改正の背景をお話したいと思います。昭和58年から平成27年までの公示地価は、「三大圏商業地」では平成3年が一番高くなっていました。これは昭和58年を100としますと、336.8です。バブルでだんだん地価が上がっていきました。その後、はじめてしまったわけで、平成25年には69.6になりました。そこで、基礎控除額を5,000万円から3,000万円に下げました。ちなみに、法定相続人の分も、一人あたり1,000万円から600万円に下がりましたが、これはいつも割合で定めているので、5,000万円のときは1,000万円でしたから、3,000万円のときは600万円となりました。

8. さまざまな節税対策

先ほど申し上げたように相続税の節税策は、財産をまず減らすか、評価を下げるか、制度を利用するか、です。三つのポイントからなっているということを今回覚えていただければと思います。相続税の本を読んでいるときに何を言っているかよく分からないことがあります、これが頭に入っていないからです。

私には弟がいて、群馬県に住んでいます。私は東京に出てきてしまって帰らないものですから、弟が2世帯住宅を建てました。これが節税になりました。評価を下げるためにサラリーマンというか普通の人が使うのは、これが一番ですね。

小規模宅地の特例というのがあります。簡単に言えば、土地の上に2世帯住宅があって、弟のところは弟が2階にいて、1階に両親が住んでいました。すると、例えばこの土地の敷地の評価額が5,000万円とすると、

80%は減額できるんです。税務署もここは認めています。ここを5,000万円で購入すると、弟は家を手放さなくては行けませんから、これは無理だろうと。そこで、手放さなくてもいいような形で、5,000万円と評価しないで1,000万円にしましょうと。こういう制度があります。

ですから、いま自宅を持っておられる方は、評価を下げるためには二世帯住宅にするか、あるいは、家がない子ども、簡単に言えば借家にいる子どもには、ここにもしかしたら住むかもしれないということで、80%減額することができるのです。

次に贈与税の暦年課税を説明します。110万円ずつ、毎年贈与しましょうということ。子どもや孫に贈与しても、110万円までは税金がかからない制度です。これ、結構、使い勝手が良いので、お金がある方にはいいですね。

それから、次の三つです。①配偶者への土地・建物の贈与、子や孫への②教育資金や結婚・子育て資金、③住宅取得資金、です。配偶者、20年以上連れ添った奥様に、土地・建物を2,000万円までですが、贈与しておくといいと思います。ただし、申告が必要です。それから、子や孫への教育資金では1,000万円、子や孫への結婚・子育て資金では1,500万円の贈与制度があります。これも研究していただければと思います。それから、住宅資金ですね。これは一般住宅では1,000万円、省エネ住宅では1,500万円です。消費税が今度10%になったときには、非課税枠は拡大することになっています。お金のある方は研究していただければと思います。

それから、相続時精算課税という、2,500万円まで事前に贈与できるという制度もあります。ただし、ちょっと使い勝手がよくないところもあります。例えば10年前にこの制度を使って、10年後に私の父が死んだという場合です。私が10年前に土地をもらっていたら、10年前の評価額なんですね。私は実は、父から4年前に土地をもらい、この制度を使いました。ただ、土地の値段がだんだん下がってきているので、4年前にもらったために、評価額が高くなってしまいました。

評価を下げるには、例えば現金が1億円あった場合も、アパートを建てれば土地と建物は1億円ではなく、例えば8,000万円だとか7,000万円とか、

評価が下がります。建物は固定資産税の評価額となります。土地は、税務署で定めた評価方法があるので使っていただきますが、土地ですと大体時価の8割ぐらいになります。ですから、現金で持つよりも不動産で持っていた方が、評価が下がります。アパートで賃貸すれば、またそれはそれで評価が下がります。ただ注意すべきは、全室満杯に入ればいいですけど、10室あって1室しか入ってないと赤字になりますから。不動産が、「負債産」になってしまうので、気をつけていただかなければと思います。

それから同じ土地でも、四角の土地だけでなく、三角形の土地もあります。これらは評価が下がります。墓地などは非課税です。また、生命保険もあります。例えば1,000万円の生命保険を掛けておきますと、相続人が2人いれば、1人500万円まで非課税になります。私の父が死んだときは200万円の生命保険が掛っていたんですね。200万円は非課税で相続財産に入れていないのですが、そんな使い方もできます。1人500万円なので、母と私と弟がいれば、1,500万円までの生命保険だったら活用できます。養子縁組は、養子になって1人増えれば基礎控除額が増えますが、ちょっと制約もあります。

それから配偶者の税額軽減は、1億6,000万円までです。これは使ってほしいです。例えば1億円の財産があって、子どもが2人いるとします。そうすると、それを法定相続で言いますと、2分の1が奥さんのものとなって5,000万円です。その5,000万円と1億6,000万円を比べて、低い方まで税金ゼロになります。配偶者は1億6,000万円までだったら、基本的には税金ゼロです。簡単に言いますと、奥さんが全部、1億6,000万円相続してしまえば、1億6,000万円を超えた部分にだけ課税されます。ところが、全部奥さんが相続すると、今度奥さんが亡くなったときに、子どもたちが大変な税金を払うことになります。これ、計算してみないと分かりません。ですから、子ども、あるいは孫まで、よく考えて相続していただければと思います。

9. 相続税は必要か

本日は駿河台大学の学生の皆さまにも聴講していただいております。少しですが、租税法の視点から、相続税を考えてみたいと思います。相続税って皆さん、どうでしょう。もっと税率を上げた方がいいですか。それとも、いらぬですか。外国では相続税は、あまりよくない税金という考え方が増えています。

相続税のある国をご紹介します。まず日本、それから近隣国では、韓国、台湾、フィリピンです。ところが、相続税の元々ない国は、中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、インドです。それから、最近廃止した国は古い順で言いますと、1971年にカナダ、79年にオーストラリア、92年にニュージーランド、2001年にイタリア、マカオ、2004年にポルトガル、スロバキア、シリア、2005年にスウェーデン、2006年にスイス、香港、2008年にシンガポールです。ということで、世界的な潮流としては、いま廃止に向かっています。

では、アメリカはどうなっているのか。ブッシュ政権のときに、いったん税率をゼロまで下げました。しかし、オバマ政権になって復活しました。軽減されているようですが。それからイギリスは制度上は存在していますが、実際はほとんど払わなくて済むようにしているようです。というのは、亡くなる7年以上前に生前贈与しておけば、相続税はいらぬのです。潜在的免税贈与という扱いになるそうです。

世界の相続税はだんだんと縮小傾向にあります。理由は幾つかあります。所得税を払っているのだから、相続税を払う必要はないのではないか。二重課税ではないかという議論ですね。それから所得税には、所得の再分配効果があるので、相続税も同じなのだから、分配効果としては所得税一本でいいのではないか、ということです。

それから、大金持ちはタックス・プランニングによって租税回避をうまくやっているのだから、相続税を納めていないのではないかという理由です。相続税は、中金持ち、小金持ちだけに課税される不公平な制度であると。

金融資産にかからなくて固定資産だけにかかる不公平な制度だとか、住

宅価格の上昇の結果、中間層にも相続税が課税され、キャッシュフローのないところに課税されてしまうので、現実に住居を売らざるをえないケースがある等の理由です。

また、中小企業や農業で、事業を継ぐのにお金がかかるということです。つまり、株式を評価すると財産価値が有る場合には、それに相続税がかかります。けれども、売るわけにいかないので、相続税を払うお金がない場合があります。中小企業では事業をやめてしまおうという人もいるので、問題ではないかという理由です。

さらに、相続税の税収ですね。これは先ほど現在55兆円ぐらい税金収入があると説明しましたがけれど、相続税はその55兆円の内1.7兆円ぐらいなので、いくら税率を上げても、2兆円になるのか3兆円になるのかというぐらいです。税収全体に占める相続税の税額は低いので、どうなのだろうという理由です。

短い時間でしたが、財政の問題から始まり、相続税の問題までお話ししました。参考になれば幸いです。ご清聴ありがとうございました。